

改正後	改正前
<p>1~6 (略)</p> <p>7 スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p> <p>8 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの</p> <p>9 歩行補助つえ カナディアン・クラッチ、ロフトスタンド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る。</p>	<p>1~6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)